

クーリング・オフと契約取り消しは違うものですか。

(20 歳代 男性)

クーリング・オフとは、一度成立した契約でも、期間内であれば無条件で撤回、解除ができるという制度です。契約の撤回や解除に理由は不要で、支払ったお金も返金されます。

対象となる取引は訪問販売や電話勧誘販売などに限られ、テレビやインターネットなどを通じた通信販売には適用されません。また、契約書などを受け取った日から8～20日以内にクーリング・オフを申し出なければなりません。

一方、契約取り消しとは、事業者の不適切な説明などによって結ばれた契約を無効にできることを指します。

どんな契約でも無効にできてしまうと経済活動に支障が出るため、取り消せる要件が定められています。

例えば、▽中古車を販売する際に修復歴を隠す▽重要な事項について事実と異なる説明をする▽金融投資商品など先の見通しが不確実なものについて「絶対に儲かる」と告げる▽病気や外見のコンプレックスなどの消費者が抱いている不安に付け込むなど、不当な勧誘があった場合が当てはまります。こうした契約は、定められた期間内であれば後から取り消すことができます。

他にも、認知症や障害などで判断力が低下している状態や、未成年者が保護者の承認なしで結んだ契約も、取り消し可能な場合があります。事業者には、消費者の年齢や知識、経験を考慮し、契約書は分かりやすい文章にするといった努力義務があります。

クーリング・オフができない取引でも、契約取り消しができる場合があります。意に沿わない契約や誤認による契約をして後悔することがないように、疑問点や不安に感じたことは事業者に尋ねるようにしてください。困った時はお住まいの自治体の消費生活相談窓口にご相談しましょう。